平成２３年（フ）第２０６８号
札幌市東区東雁来10条１丁目６番５号
債務者　齋藤真祐美（旧姓尾崎）
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０７２号
札幌市南区南沢５条４丁目15番１号
債務者　河端真奈美
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１０８号
札幌市白石区北郷６条４丁目５番28―105号
債務者　中村　辰也
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２５５号
札幌市北区南あいの里６丁目15番８号
債務者　山田　榮子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２７８号
札幌市北区篠路７条７丁目４番18号　早山ハイツ６号
債務者　相原　文孝
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２７９号
札幌市北区篠路７条７丁目４番18号　早山ハイツ６号
債務者　相原ひと美
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３１２号
札幌市南区澄川５条12丁目６番５号　コーポ丘102号
債務者　小野寺和男
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３５９号
札幌市白石区菊水７条１丁目５番３号　菊水ハイツ３号
債務者　大石　勝男
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３６４号
札幌市北区北23条西４丁目２番１―812号
債務者　藤井　祭子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３９３号
札幌市西区八軒７条西10丁目２番１号　ハイツ三愛11号
債務者　伊藤三枝子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４０８号
北海道恵庭市北柏木町１丁目302番地の118
我夢21―Ａ号
債務者　中澤　邦雄
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４０９号
北海道恵庭市北柏木町１丁目302番地の118
我夢21―Ａ号
債務者　中澤かほる
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４１２号
札幌市中央区大通西28丁目４番７―101号
債務者　鈴木　昌子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４６７号
札幌市東区北31条東９丁目１番16号　ハイツ恒真23号
債務者　前田　利一
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４７２号
札幌市厚別区もみじ台南４丁目１番10―303号
債務者　加藤　睦美（旧姓遊佐）
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５２０号
札幌市西区八軒９条東１丁目１番５号　ボックスＡ２―102号
債務者　笹木　一男（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５２９号
札幌市豊平区月寒東１条13丁目４番２―501号
債務者　布谷　芳郎
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部